



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2022年1月

明けまして
よいお年を
すごします



2022



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第20号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2022年 冬号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 海外の特許事情 p3
- アイコン画像等の保護について (2) p4
- 法改正 (令和3年5月21日法律第42号) の補足 p5
- 音楽著作物の演奏主体性について p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和3年5月19日判決（令和2年（ネ）第10062号）

第1 初めに

本判決は、商標権侵害の差止等が請求された訴訟において、いわゆる真正商品の並行輸入の抗弁を認めた一審判決を維持した判決である。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、「2 UNDR」の標準文字からなる商標（以下「原告商標」という。）について商標権（商標登録第5696029号、以下「原告商標権」という。）を有する控訴人ハリス及び控訴人ハリスから原告商標権について独占的通常使用権の設定を受けた控訴人アインザスカイが、被控訴人ブライトによる、「2 undr」、「2 UNDR」、「ツーアンダー」等の標章（以下「被告各標章」という。）が付された男性用下着の輸入、販売、所持及び被告各標章を付した広告掲載の各行為が控訴人らの商標権又は独占的通常使用権を侵害すると主張して、被控訴人ブライトに対し、商標法36条1項及び2項に基づき被告各標章を付した商品の譲渡、引渡し、輸入の停止等を求めたとともに、被控訴人ブライト及び被控訴人Yに対し、民法709条、民法719条1項及び商標法38条2項に基づき損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人らによる真正商品の並行輸入の抗弁の主張を認め、控訴人らの請求をいずれも棄却したことから、控訴人らは、これを不服として控訴した。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて控訴を棄却した。

「(2) 最高裁平成15年判決について

同判決は、いわゆる真正商品の並行輸入について、それが①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり（以下「第1要件」という。）、②当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と視し得るような関係にあることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって（以下「第2要件」という。）、③我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合（以下「第3要件」という。）には、商標権侵害としての実質的違法性を欠くと判断した。

この判決は、商標権者から商標の使用許諾を受けた上で、当該商標を付した商品を製造販売した者から、当該事件の被告が商品を輸入したという事案に関するものであった。これに対し、本件の事案は、商標権者が自ら商品を製造してこれを販売代理店に売却し、その販売代理店から被控訴人ブライトが商品を輸入したという事案であり、製品が商標権者自らの手によって製造されていたかどうかという点において、重大な違いがある。このため、後述のとおり、上記の3要件を事案の違いに応じて変容させる必要がないのかという点が問題になり得るものの、基本的には、上記の3要件をベースとして被控訴人ブライトによる輸入行為が実質的に違法性を欠くものであるかどうかを判断すべきであると解されるので、以下、各要件について判断する。

(3) 第1要件について

ア 上記のとおり、第1要件は、当該商標が当該商標権者等によって適法に付されたものであるかどうかを問題とするのに止まるから、この要件をそのまま適用する限り、商標権者が製造した本件商品の輸入が問題になっている本件においては……、第1要件が満たされることは明らかであるし、本件代理店契約の解除や、地域制限条項の存在などといった控訴人ら主張の事情は、この判断に何ら影響を及ぼすものではないということになる。そして、これが被控訴人らの主張するところでもある。

イ これに対し、控訴人らは、本件事案においては、第1要件は、単に適法に商標が付されたことだけでなく、適法に商標が付された商品が、商標権者の意思に基づいて流通に置かれたことまで要求するものとして理解すべきであると主張する。

たしかに、最高裁平成15年判決の事案は、商標が、商標権者自身ではなく、商標権者から使用許諾を受けた者によって付された事案であったため、使用許諾権者とその権原に基づいて商標を付したのかどうかという意味において、商標が適法に付されたのかどうか問題となる余地があったのに対し、本件事案のように、商標権者自身が商品を製造販売している事案では、この要件が問題になることはほとんど考えられず、果たして、商標が適法に付されたかどうかのみを単独の要件とする意味があるのかという点が問題となり得る。この点や、最高裁平成15年判決以前には、本件事案のような事案に関し、「商標権者が当該商標を適法に付して流通に置いたこと」を要件とする見解が有力であり、このように「適法に流通に置いたこと」を要件とすることは、非正規のルートで入手された商品が並行輸入された場合を排除するという意味を持ち得るものであることを併せ考えると、最高裁平成15年判決とは事案が異なる本件においては、商標が適法に付されたかどうかだけではなく、それが適法に流通に置かれた（あるいは、商標権者の意思に基づいて流通に置かれた。以下、同じ。）かどうか問題とする必要があるという見解もあり得るものと考えられる。その意味で、控訴人らの主張にはもっともなところがあるといえる。

しかし、仮にそのように考えるとしても、本件において、Mゴルフ社は、ランビオン社から正規に本件商品を購入したのであるから、この時点において、本件商品が「適法に流通に置かれた」ことは明らかである。」

「(4) 第2要件について

本件においては、控訴人ハリスが我が国における商標権者であると同時に外国における商標権者でもあるから、本件商品に付された商標と我が国の登録商標（原告商標）とが同一の出所を表示するものであることは明らかである。」

「(5) 第3要件について

ア 最高裁平成15年判決における第3要件は、「我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合」であることというものである。

ところで、最高裁平成15年判決の事案は、商標権者自身ではなく、商標の使用許諾権者が商品を製造したという事案であった。そこで、商標に係る商品の品質保証のため、商標権者が、商標使用許諾権者（あるいは、その下請等の立場にあった者）の行為に対して、直接的に又は間接的に品質管理を行い得る立場にあったかどうか重要な問題になり得たものである。これに対し、本件のように、商標権者自身が商品を製造している場合には、商品の品質は、商標権者自身が商品を製造したという事実によって保証されており、後は、その品質が維持されていれば品質保持機能に欠けることはないといえる。そして、本件商品は男性用下着であって、常識的な期間内で流通している限り、その過程で経年劣化等をきたす恐れはないし、商標権者自身が品質管理のために施した工夫（商品のパッケージ等）がそのまま維持されていれば、商品そのものに対する汚損等が生じるおそれもないといえる。

そうであるとして、少なくとも、本件のように商標権者自身が商品を製造している事案であって、その商品自体の性質からして、経年劣化のおそれ等、品質管理に特段の配慮をしなければ商標の品質保証機能に疑念が生じるおそれもないような場合には、商標権者自身が品質管理のために施した工夫（商品のパッケージ等）がそのまま維持されていれば、商標権者による直接的又は間接的な品質管理が及んでいないと解するのが相当である。」

第4 解説

1 本判決前の事情

登録商標と同一又は類似する商標が付された指定商品と同一又は類似する商品を、商標権者の許諾を得ることなく輸入する行為は、原則として商標権を侵害することとなるが、上記のような輸入行為が全て商標権を侵害するとすれば、商標の主たる機能である出所表示機能及び品質保証機能を書するおそれがない場合にまで一律に商標権侵害が成立することとなり、結論として妥当ではない場合がある。

そこで、フレッドベリー事件最高裁判決（最判平成15年2月27日民集57

巻2号125頁、以下「最高裁平成15年判決」という。)は、次のように述べて、真正商品の並行輸入について商標権侵害を否定する判断を示した。

「商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する(商標法2条3項、25条)。しかし、そのような商品の輸入であっても、(1) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。」

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、最高裁平成15年判決が挙げた3要件に従って被控訴人プライトによる被告各標章が付された商品の輸入が真正商品の並行輸入に該当するかについて判断し、これを肯定して、被控訴人らによる原告商標権の侵害を否定したものである。

(1) 第1要件について

第1要件は、上記の通り、商標が適法に付されたか否かを問題とする要件であるところ、最高裁平成15年判決は、商標権者から使用許諾を受けた者によって、使用許諾契約中の製造地制限条項及び製造者制限条項に違反して製造された商品に商標が付された事案であったことから、使用許諾を受けた者がその権原に基づいて商標を付したのか否かという意味において、商標が適法に付されたか否かが問題となり得る事案であった。

これに対し、本件のように商標権者自身によって製造された商品に商標権者自身によって商標が付された事案においては、商標が適法に付されたことは当然であることから、商標が適法に付されたか否かのみを問題とする場合、第1要件は意味のない要件となってしまう。

そこで、学説上、本件のように商標権者自身によって商標が付された事案においては、第1要件を充足するために、商標が適法に付されたことのみならず、商標が付された商品が適法に流通に置かれたことまでを要するとする学説が有力に主張されており、控訴人らは当該学説に従って、被告各標章が付された商品が適法に流通に置かれていないとして、第1要件を充足しないと主張していた。

この点について本判決は、控訴人らが主張するように、商標が付された商品が適法に流通に置かれたことまでが第1要件の充足に必要なと解する余地を認めたとの、仮にそのように解したとしても、本件において被告各標章が付された商

品が適法に流通に置かれたことは明らかであるとして、結論としては第1要件の充足性を肯定している。

(2) 第2要件について

第2要件は、商標が付された外国における商標権者と日本国内における商標権者とが同一人であるか、又は同一人と同視し得る関係にあることを求める要件である。

本件においては、商標が付された外国における商標権者と日本国内における商標権者とが、共に控訴人ハリスであり、同一であったことから、本判決は第2要件の充足性を肯定している。

(3) 第3要件について

第3要件は、外国において商標が付されて日本国内に輸入された商品と、日本国内で商標権者が商標を付した商品との間に、品質において実質的に差異がないと評価されることを求める要件であるが、商品の実際の品質を問題とすることなく、商標権者による品質管理が及び得る場合であれば満たされるものとされている。

本件は、上記のとおり、商標権者自身によって製造された商品が輸入された事案であることから、製造時点で商標権者による品質管理が及んでいた点に疑う余地はない。

そこで、本判決は、製造時点の品質が維持されているか否かのみを問題とした上で、商品が男性用下着であって、常識的な期間内で流通している限り流通の過程で経年劣化をきたすおそれがない点、商品のパッケージ等がそのまま維持されていれば、商品そのものに対する汚損等が生じるおそれがない点等を理由として、商標権者による品質管理が及んでいたものとして第3要件の充足性を肯定している。

3 今後の留意事項

本判決は、最高裁平成15年判決に従って真正商品の並行輸入に該当するか否かを判断したものであるが、最高裁平成15年判決の事案と異なり、輸入された商品が、商標権者自身によって商標が付された商品であった点に、特徴を有するものである。

本判決は、このような事案について、第1要件の充足性が肯定されるために、商標が適法に付されたことのみならず、商標が付された商品が適法に流通に置かれたことまでを要すると解する余地を認めたものの、仮にそのように解したとしても商標が付された商品が適法に流通におかれたことは明らかであるとして、第1要件の充足性を肯定したことから、この点について明確な判断は下していない。

商標権者自身によって商標が付された事案において、本件と異なり商標が付された商品が適法に流通に置かれたことまでは認められない場合に、第1要件の充足性が否定されるかは本判決からは明らかではなく、今後注目に値する事項であると言える。



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

韓国一特許法改正

韓国では、2021年10月19日に特許法の改正法案が公布され、公布から半年後に施行されることとなりました。主な改正点は以下の通りです。

- ・拒絶査定等に対する審判の請求期間を30日から3月に延長
- ・拒絶査定不服審判における棄却(拒絶維持)審決後の分割出願制度を新設
- ・「不責事由」による追完を「正当事由」による追完に改正し、権利回復の要件を緩和

上記の分割出願制度により、審判では拒絶されなかった請求項を分離して権利化することができるようになりました。また、不責事由による追完は、要件が厳しく事実上不可能とされていましたが、改正により緩和されることとなりました。

また、2021年8月17日に公布され、同11月18日に施行された改正法案では、以下の点が改正されました。

- ・出願取下又は放棄をした場合における審査請求料の返還対象を拡大

これにより、最初の拒絶理由通知前であれば、先行技術調査が完了していても、審査請求料が全

額返済されることとなりました。また、最初の拒絶理由通知後であっても、応答期限前であれば、審査請求料の1/3が返還されることとなりました。

ドイツ一特許法改正

ドイツでは、2021年8月18日に特許法の改正法案が発効しました。

日本企業を含む外国出願人にとって重要な改正点としては、これまでの優先日から30月とされていたPCT国際出願のドイツ移行期限が、31月に延長された点が挙げられます。また、明細書のドイツ語翻訳文について、これまでは移行期限までに提出しなければなりませんでした。移行日からさらに1月の猶予が得られることになりました。なお、これらの改正については特許庁におけるシステム変更が必要ことから、2022年5月1日に発効します。

アメリカ一早期審理試行プログラムの延長

2020年7月2日より1年間の予定で開始した早期審理試行プログラム(Fast-Track Appeals Pilot Program)ですが、2022年7月2日まで延長することが発表されています。

平均15月であった審理期間に対して、試行プログラムでは、申請から6月以内の審決を目標として

いました。開始から1年の間に行われた162件の早期審理の統計を見ると、申請の承認から決定までの平均期間は約2月、審判受理から決定までの平均期間は約6月であり、目標を満たす結果が得られているようです。

台湾一AIを発明者として認めない判決

知的財産及び商業裁判所は、「DABUS」と命名されたAI(人工知能)を発明者とする特許出願を不受理とした知的財産局の処分を認める判決を下しました。

このいわゆるDABUS出願は、イギリスサリー大学のRyan Abbott教授が率いるチームにより各国に出願されており、AIが発明者たり得るかどうかを問う試金石となっています。これまで台湾以外にも、イギリス、欧州特許庁(EPO)、アメリカ及びドイツにおいて、AIを発明者として認めない判断がなされています。一方で、オーストラリアでは世界で初めてAIを発明者として認める判断が下されました。

DABUS出願は日本でも提出されています。未だ出願についての判断は出されていませんが、特許庁は、既にAIを含む機械を発明者として認めない立場を表明しています。

アイコン画像等の保護について (2)


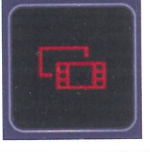

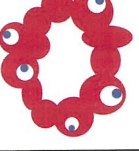

文：弁理士 荒船 博司

昨今、生産性を高めるためにデジタル化が推進され、さらに、コロナ禍でその流れは加速しつつあります。お客様においても、ユーザーへの想いを込めたデザインが進化し続けており、特許庁もデザイン経営を推進している時代です。このような流れもあり、令和2年4月1日に特許法等の一部を改正する法律が施行され（一部の規定を除く）、我が国意匠法が大改正され、新たに画像の意匠を保護できるようになりました。これに伴い、お客様より、アイコンや画像について、どこまで権利化すればよいのか、他者の権利侵害とならないようにするにはどうしたらいいか、といったお問い合わせを多く頂戴しております。今回は、前号に続き、アイコン画像の使用・保護について、意匠・著作権の観点から考察します。

② 意匠の観点からの考察

改正意匠法により、機器の操作の用に供される画像、及び、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像については、物品との関連性が不要とされ、画像のみでも意匠登録の対象となりました。これによって、クラウドやネットワークを通じて表示される提供されるソフトウェアやアプリの画面・画像、壁や建物などに投影される画像なども、意匠登録の対象となり得ます。（なお、依然として、操作画像や表示画像とはいえない、テレビ番組の画面、映画、ゲームの画像、風景写真などは意匠登録の対象外です。）

以下に、アイコン画像の意匠登録例をご紹介します。（出典：特許庁）

登録 1693910 号 	登録 1692958 号 	登録 1691371 号 	登録 1684070 号 	登録 1692293 号 
登録 1689101 号 	登録 1689834 号 	登録 1688909 号 	登録 1687581 号 	登録 1676100 号 

アイコン画像はその性質上、使用者が一見で、その内容が理解できたり、発揮される機能が直感的にわかるように工夫されています。そのため、アイコン画像の図形は明瞭でシンプルなものになりやすく、加えて、同じような内容を示すアイコン画像はどうしても似通った図形になります。意匠法上、意匠登録には、今までにない新しい意匠であるか（新規性）や容易に創作をすることができたものでないか（創作非容易性）が求められますので、どのようなアイコン画像でも意匠登録できるわけではありませんが、今後もアイコン画像の意匠登録は増えていくと思われます。すでに一般的に使用されているような図形や I S O ・ J I S ・ J A M S 規格などで定められているアイコン画像ではなく、独自で創作されたアイコン画像を使用の際は、念のため、他者の意匠権を侵害していないか、調査が望ましいと思われます。その上で、貴社の独自の機能やサービスに関する重要なアイコン画像については、意匠登録出願についてもご検討されることをお勧めいたします。

③ 著作権の観点からの考察



著作権法上、「著作物」とは「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と定められており、わかりやすくいうと、「著作物」とは自分の考えや気持ちを作品として表現したものです。そのため、その性質上、アイコン画像が全て著作物であるとは言えませんが、アイコンと似たような性質を持つピクトグラム（左ご参照）において『大阪地判（26部）平成27年9月24日（平成25年（ワ）第1074号）』では、「応用美術の著作物性については、種々の見解があるが、」としつつも、ピクトグラム自体が「・・・実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えている場合には、美術の著作物として保護の対象となると解するのが相当である。」という判断が行われています。よって、アイコン画像がシンプルな図形であっても、自身の考えや気持ちを作品として表現したものであれば十分著作物と言えますので、著作権で保護が可能です。

④ その知的財産権での保護が適切か

これまで、商標・意匠・著作権の観点からアイコン画像の使用・保護について考察してきました。それでは、どの権利で保護を図っていけばいいのでしょうか。

もちろん、商標権・意匠権・著作権の全てで権利化しておけば安心ですが、各権利の特性を踏まえ、画像の性質や予算の都合を鑑み、1つ又は複数の保護手段を活用していくことが現実的です。弊所では、それぞれの権利の長所・短所を十分に考慮し、お客様に合った最適な方法をご提案致しますので、是非ご相談ください。

法改正（令和3年5月21日法律第42号）の補足

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和3年3月2日に閣議決定された、「特許法等の一部を改正する法律案」は令和3年5月14日に決・成立し、5月21日に法律第42号として公布されている。一部の改正内容（料金改定等）については、過去の光陽通信（Vol.17、Vol.18）で説明した。

今回、「訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の見直し」と「特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度の導入」について説明する。

2. 改正内容

(1) 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の見直し

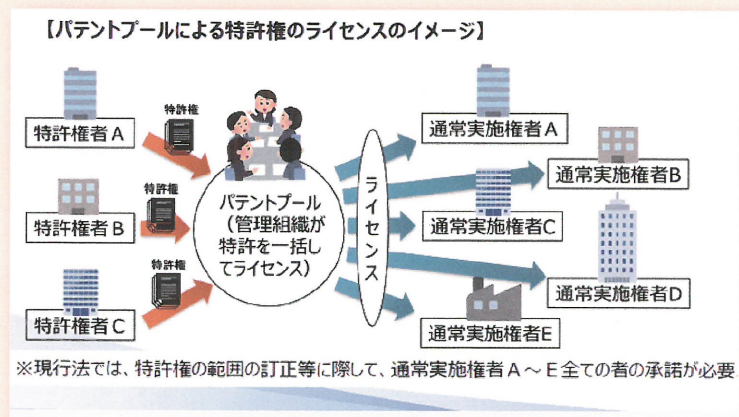
①現状

無効審判等で、特許権者が特許権の訂正を行う場合、全ての通常実施権者の承諾が必要であった。

②問題点

近年、特許権のライセンスは、多数の特許権を多数の者にライセンスする大規模かつ複雑な態様（パテントプール）となっているケースが多い。このようなケースにおいて、訂正に対し全ての通常実施権者の承諾を得ることは難しい。

通常実施権者の承諾が得られないことにより特許が無効化され得ることは、特許権者の保護を欠く状況であるといえる。



③改正内容

訂正の際の通常実施権者の承諾を不要とする（施行期日：令和4年4月1日）。

(2) 特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度の導入

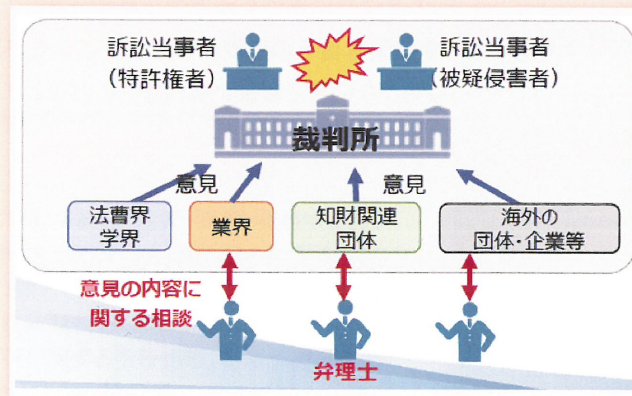
①現状

特許権侵害訴訟においては、専ら、当事者が提出した証拠に基づいて、裁判官が判決を下していた。

②問題点

特許権侵害訴訟の判決は、訴訟の当事者のみならず、他の業界に対しても多大な影響を与えることがある。当事者の証拠収集能力だけでは、他の業界の実態などに関する証拠を収集することが難しい場合がある。

当事者以外にも影響が大きい裁判では、十分な証拠に基づいて判決が下されることが望ましい。



③改正内容

特許権侵害訴訟において、当事者の申立てがあれば、裁判所が必要と認めるときに限り、広く第三者に他視して裁判に必要な事項について意見募集を行うことができる（施行期日：令和4年4月1日）。

これに関しては、弁理士が「第三者意見募集制度」における相談に応じる業務を行うことができ、第三者の的確な意見書作成を支援できる。

3. まとめ

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html

1 はじめに

音楽教室における教師及び生徒の演奏について、演奏権侵害の成否等が争われた事案において、知財高裁令和3年3月18日判決は、一審の東京地裁令和2年2月28日判決の判断を覆して、生徒の演奏について、演奏権侵害を否認しました。これは、生徒の演奏については、教師の演奏と異なり、音楽教室事業者が演奏主体（著作物侵害主体）には当たらないと判断したものです。

上記の裁判例については、著作権侵害主体の判断枠組みである最高裁平成23年1月20日判決（ラクロクII判決）の一般論や、同昭和63年3月15日判決（カラオケ判決）で示された法理の適用範囲等について、学者・実務家が様々な論評を加えています。そこで、音楽著作物の演奏主体性について、近時の裁判例を整理した上で、考察したいと思います。

2 近時の裁判例の整理

2つの最高判決で示された考慮要素の観点から、音楽著作物の演奏主体性について判示した裁判例を整理すると、裁判例一覧表（注1）のとおりとなります（以下、[]の番号は、裁判例一覧表のものです）。ラクロクII判決以降においても、同判決で示された考慮要素に沿って検討していない裁判例（[3][4]）、及び、両判決の考慮要素が渾然となって検討されている裁判例（[2]）の存在を指摘できます。また、結論に着目すると、顧客その他の事業者からみて外部の者の演奏について、事業者の演奏主体性を否定した裁判例（[1][7]）がある一方、これを肯定した裁判例（[2][3][4][5][6][8][9][10]）もあります。

3 考察

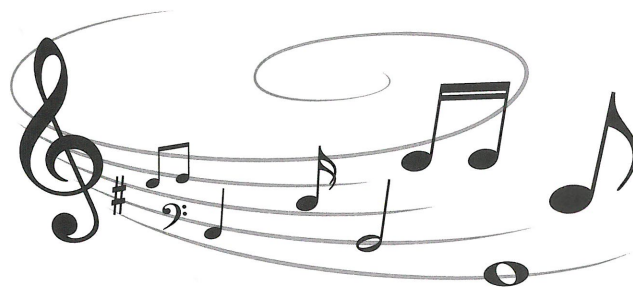
ラクロクII判決の一般論は、柔軟な判断枠組みであり、音楽教室事件判決（[1][2]）のように、考慮要素の選択及び評価において、裁判所の広い裁量を許すものですが、反面、結論の予見が困難であるように思われます。特に、顧客その他の第三者の演奏について、事業者の演奏主体性を認めるかどうかについては、裁判所の判断は一定していないように思われます。

この点、音楽教室事件判決（一審）（[2]）で、生徒の演奏主体性を認めた点については、学者からも批判がなされていたところ（注2）、控訴審（[1]）は、生徒の演奏主体性を否定したものです。しかし、その理由については、①少なくとも自宅に楽器のない生徒や、防音設備等の関係で自宅での演奏が事実上困難な生徒にとっては、音楽教室における楽器、設備等の提供、設置は、「個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備」に留まるとはいえないこと、②音楽教室における生徒は、他の生徒又は自らの演奏からも学ぶこともある以上、生徒の演奏に際して、当該生徒に、他の生徒や自らに聞かせる目的がないまでは言い切れないことなどに、反論の余地を残すものと思われます。

（注1） [https://koyo-law.com/home/](https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2021/11/6c17bade5cae5e5371cb247c9e4521df-1.pdf)

[wp-content/uploads/2021/11/6c17bade5cae5e5371cb247c9e4521df-1.pdf](https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2021/11/6c17bade5cae5e5371cb247c9e4521df-1.pdf)

（注2）上野達弘著「音楽教室と著作権」・Law & Technology88号37頁参照



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。



- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係）交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



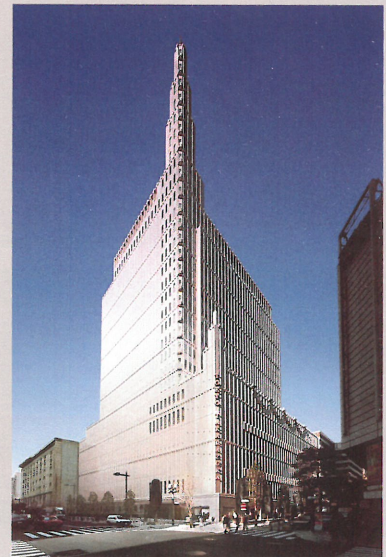
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR有楽町駅(日比谷口)徒歩5分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅(A5出口)徒歩3分
千代田線 日比谷駅(A13出口)徒歩2分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由A13出口)徒歩6分

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

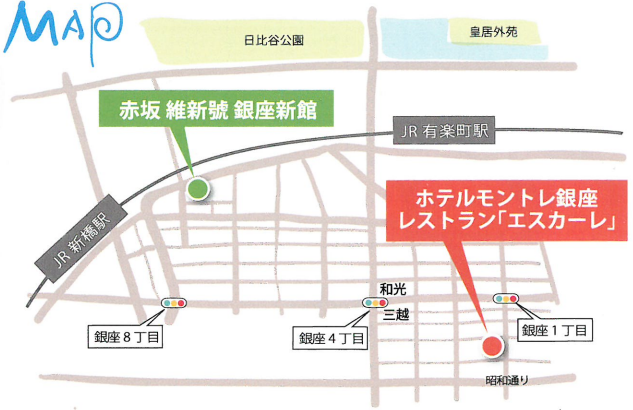
銀座界限

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。

MAP



赤坂 維新號 銀座新館

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-2-12

■ 電話：03-3575-0611



創業は明治32年、100年以上の歴史を誇る高級中華の老舗店、「維新號」。オリジナルの可愛い茶器がテーブル私たちを出迎えてくれます。冷製の前菜から始まり、思わずワクワクしてしまうような色鮮やかな数々のお料理に胸が高まります。今回は5,500円のランチをいただきましたが、平日のランチは1,320円から、飲茶セットは1,650円でいただくことができます。

牛肉の蓮の葉包みは、お箸を添えるだけでほろほろと崩れてしまうほどの柔らかさ。包みを開いた途端、芳醇な蓮の葉の香りが一気に広がります。併せて添えられた「蒸しパン」ともにいただければ、思わず笑みがこぼれてしまうこと間違いなし。維新號といえばこの「蒸しパン」、その真髄を味わうことができます。また、上海料理をベースとしながら、維新號ならではのこだわりがぎゅっとなつた、熱々のふかひれスープも至極絶品。そのとろりとした舌ざわりに、一匙一匙幸せな瞬間を味わうことができるでしょう。

老舗ならではの素晴らしいホスピタリティと共に、極上の中華料理をぜひご堪能ください。

■ 営業時間 Lunch 11:30～15:00 (L.O.15:00) Dinner 16:30～22:00 (L.O.21:45) ■ 定休日：なし(土日祝日は11:30～21:00 (L.O.20:45))

ホテルモントレ銀座 レストラン「エスカーレ」

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-2
ホテルモントレ銀座 1F

■ 電話：03-3544-8925
(受付時間 11:30～19:30)



銀座1丁目の交差点から昭和通りの方へ少し進んだ右手にある、ホテルモントレ銀座内にあるレストラン。クラシカルでありながらも上品な雰囲気の中で気配りの行き届いた上質なサービスを受けながら食べるフレンチコースは何とも贅沢。厳選されたこだわりの食材はお互いの味を引き立たせ合い、特にメインディッシュは周囲に添えられた野菜が丁寧に焼かれたステーキと絶妙なバランスを保ちお肉本来の旨味を伝えてくれる。ランチは3,500円からとお手頃ながら本格フレンチをいただけるので、たまにの贅沢にご友達や大切な人と訪れてみてはいかがでしょうか。



■ 営業時間
ランチ 11:30～15:00 (ラストオーダー 14:00)
ディナー 17:30～22:00 (ラストオーダー 19:30)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp